

# 第1章 目的と位置づけ

## 1-1 背景

県の都市公園事業は、1960年代の旧軍用地等の払い下げ、1970年代以降の開発との調整により整備された公園の時代を経て、1990年代以降は面積拡充と均衡配置を目標に、計画的な拡大に取り組み、2017(平成29)年度末現在、27箇所約698haの県立都市公園を所管するに至りました。

県立都市公園は、県民の憩いの場となることはもとより、災害時の避難場所や地域のにぎわいの拠点などにもなり、近年、少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に加え、地球規模での温暖化などの環境問題も顕在化する中で、都市公園へのニーズは、多様で高度なものとなっています。

また、県立都市公園27箇所のうち、16箇所が開園から30年以上経過し、公園施設の修繕や更新の需要が高まっており、すでに25箇所に導入されている指定管理者制度<sup>1</sup>については、一層の効果的運用が求められています。

これまでも、県土の均衡ある発展に寄与すべく、1996(平成8)年度策定の「神奈川県広域緑地計画」<sup>2</sup>や2006(平成18)年度策定の「神奈川みどり計画」<sup>3</sup>に基づき整備を進めてきましたが、量から質への転換を図り様々な課題に対処するため、県立都市公園全体の整備・管理の基本方針を2011(平成23)年3月に策定しました。

その後、2016(平成28)年3月に「神奈川みどり計画」が「かながわ生物多様性計画」<sup>4</sup>に継承されたほか、国においても2016(平成28)年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」がまとめられるなど、神奈川県都市公園を取り巻く状況に大きな変化があったことから、本基本方針について点検を行い、改定することとしたものです。

なお、点検・改定に当たっては、神奈川県公園等審査会(会長 高梨雅明 東京農業大学客員教授 他11名)で3回にわたりご審議いただきました。

## 1-2 目的

公園緑地の効果は、存在することによってもたらされる環境保全や防災などの効果と、利用することによってもたらされる休憩、運動、様々な余暇活動などの効果に大きく二分されます。

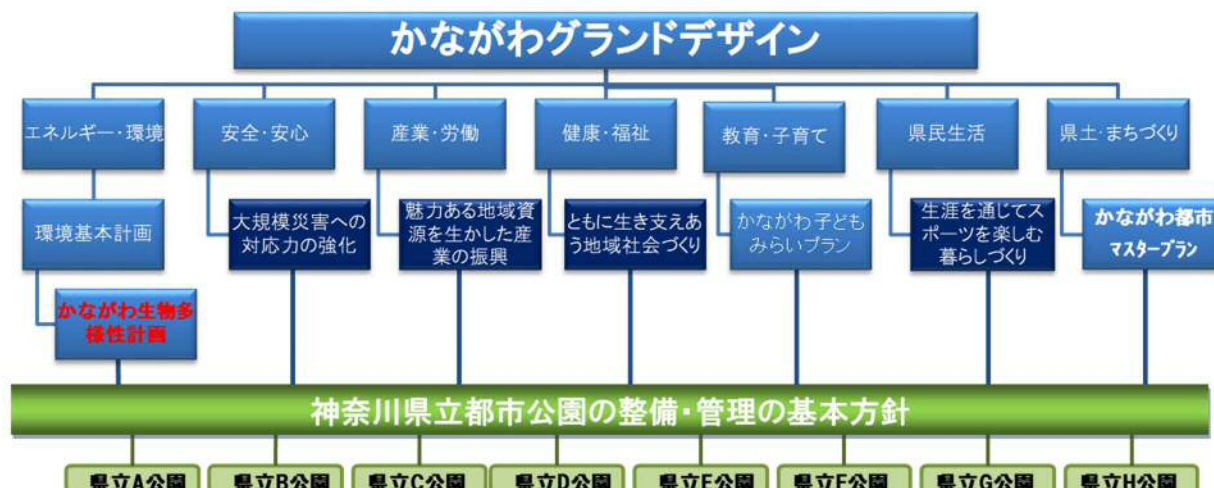
適正に整備し、管理された公園が存在することと、来園して利用される方に満足いただくことによって、安全で潤いのある県民生活の確保や、魅力と活力にあふれ、持続可能な県土づくりに資することをめざし、県立都市公園を取り巻く現下の状況や、県立都市公園の整備と管理(以下「公園づくり」という)に係る諸課題を、多角的・総合的に整理して、これを踏まえ、より良い公園づくりに取り組むための基本方針を定めることを目的としています。

個別の県立都市公園においては、本基本方針に掲げられたすべての施策展開の具体例に取り組むことをめざすものではなく、本基本方針をもとに、資源や資金の効率的かつ効果的な運用の視点も含め、各県立都市公園の特性に応じたメリハリのある施策展開を図ることとします。

## 1-3 位置づけ

本基本方針は、県の総合計画である「かながわランドデザイン」を補完し、県立都市公園の整備・管理について基本的な考え方をまとめたものであり、「個別公園の整備・管理計画」を策定する際の指針となるものです。

全県立都市公園で策定する「個別公園の整備・管理計画」に基づく公園づくりを通じて、市町村の公園緑地の計画をはじめ、地域防災、福祉、景観などの諸計画とも連携していきます。



本基本方針とかながわグランドデザインとの関係

○ 指定管理者制度<sup>1</sup>

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、2003(平成15)年の地方自治法の一部を改正する法律により創設された制度です。

○ 神奈川県広域緑地計画<sup>2</sup> (1996(平成8)年12月策定)

広域的な観点から定めるべき公園緑地配置の指針で、1992(平成4)年度に見直した「神奈川県緑のマスタープラン」をうけながら、その後の新たな視点等を加味し、その内容を発展させています。

計画の対象区域は原則として県における都市計画区域であり、主な事項として、①広域公園等の根幹的な公園の配置方針、②都道府県知事が都市計画決定を行う風致地区や大規模な緑地保全地区の指定方針、③広域的な観点から保全・創出すべき骨格的な緑地軸の設定、を定めています。上記3事項のうち、②と③は「神奈川みどり計画」に引き継がれています。

○ 神奈川みどり計画<sup>3</sup> (2006(平成18)年3月策定)

県内における市街地やその周辺でのみどりの減少や、多様な生物が生息できる環境の確保、水源かん養など、みどりの機能の低下が問題となっていることから「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として策定された計画です。

「かながわ新みどり計画」「神奈川県広域緑地計画」「かながわ森林計画」の3つの計画を一本化して策定されました。

この計画では、豊かな自然環境を包括して「みどり」と呼び、個々の植物や樹木、それらを育む水系も含めた森林や様々な生き物の生息・生育空間として、さらに、私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」でも同じ概念を用いています。

○ かながわ生物多様性計画<sup>4</sup> (2016(平成28)年3月策定)

県では、みどりの保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

この間、生物多様性基本法の制定、COP10の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進んできたことや県内における生物多様性の現状と課題などを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定されました。

また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画としてのみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針とし、その役割を有するものとして位置づけています。